

十八世紀丹波国桑田郡山国郷における由緒書の編纂と「郷士」身分

吉岡 拓

はじめに

令和二年（二〇二〇）十二月、山国荘調査団の旧丹波国桑田郡山国郷（現京都市右京区京北地域）の古文書調査研究の成果の一端として、坂田聡編『古文書の伝来と歴史の創造―由緒論から読み解く山国文書の世界―』（高志書院、二〇二〇年）が刊行された。筆者は、この中で「中近世『名主』考」（以下、拙稿）という小文を執筆し、山国地域の有力百姓達（以下、名主）が集団化・身分化を遂げていく過程をあきらかにすることで、名主が中近世を通じてこの地域での特権的地位を維持してきたとする、山国地域史研究の通説の相対化を試みた。その中で、享保七年（一七二二）の帯刀人改め以降に名主が自らを「郷士」と呼称するようになることを指摘し、あわせて、先行研究では遅くとも十七世紀末までには成立したと考えられていた「山国荘名主家由緒書」という名主の由緒書について、その成立は宝暦二年（一七五二）

以降なのではないか、との見通しを立てた。しかし、紙幅の関係から、これらの点について十全に論じることはできなかった。

一方、同じ論文集中で、谷戸佑紀は「山国郷の由緒書と明智光秀伝承」を発表した（以下、谷戸論文と略記）。タイトルの通り、山国地域の由緒書に明智光秀の山国荘乱入に関する逸話がいつ・いかなる理由で登場してくるのかを追った論考であるが、その中で、谷戸も「郷士」の登場や「山国荘名主家由緒書」の成立時期について検討し、興味深いことに、大要筆者と同様の見解を提示した。しかし、おそらくは紙幅の関係であろう、谷戸もまたこれらの諸点について詳細な分析を行っているわけではない。

本稿は、いわば谷戸論文と拙稿双方の補遺として、十八世紀の山国地域で名主達の一部が「郷士」身分を希求するようになった所以と、その実現のため、この時期に由緒書の編纂が進められていく過程をあきらかにしていくものである。その中で、谷戸と筆者の見解の相違についても言及していきたい。

一、近世百姓の帯刀をめぐる研究史

まず、先行研究であきらかにされてきた近世百姓の帯刀についての成果を、本稿の議論に関わる範囲で概観しておきたい。

(1) 十七世紀の帯刀について

江戸幕府は秀吉政権の刀狩令を継承したため、江戸時代を通じて庶民の帯刀は禁止されていた——このような通説に異議を唱え、現在の研究状況の基礎を作り上げたのは藤木久志である。藤木は、様々な藩や幕領で十七世紀中に出された帯刀や脇差の携帯・使用に関する法令を検討し、①刀狩令を明示的な立法処置により継承した形跡は江戸幕府にはないこと、②十七世紀末頃に至るまで、幕府・藩の明確な立法による百姓・町人に対する帯刀禁止措置は認められないこと、③刀が武士の身分標識として機能しはじめたことにより、十七世紀末以降、法による帯刀規制が始まるが、それ以後も村落内には筋目や由緒によって帯刀を免許された地侍・郷侍・郷士などと呼ばれる階層が一定程度存在していたこと、④③以後も百姓・町人が脇差を携帯することは規制されず（ただし、長さや色に対する規制はあり）、また刀や他の武器類についても家に所持することは問題とされなかったこと、などの点をあきらかにした。²⁾

藤木の研究は画期的なものであったが、法令類の検討が中心であったため、その時代を生きた人々の実際の帯刀状況については不明な点

が多かった。この点の克服を試みたのが、尾脇秀和である。尾脇は、藤木が指摘した帯刀の身分標識化を、近世社会の成熟の中で展開した身分と職分の分離という観点から再評価する。その際、尾脇が着目したのが、非常帯刀である。尾脇は、十七世紀末より出される百姓・町人帯刀禁止措置に関する法令類の中で登場してくる非常帯刀（人）の存在を、領主が百姓・町人によるその身分を保持させたまま、本来士分の者が務めるべき役を一時的に務める際にのみに特別に帯刀を許可するものあり、「支配・被支配両者によって、従来の社会秩序の維持を目的として機能した、一つの作法であった」と位置づける。その上で、身分の使い分け・演じ分けを要請された百姓・町人の側からは、やがて非常帯刀自体を身分の上昇と捉える者が現れるようになり、「非常帯刀の設定は『かえって支配や秩序の混乱を生じさせる原因ともなった』と主張した³⁾。近世百姓の帯刀の問題を、社会の側から捉え返したのが尾脇の研究の特徴だといえよう。

(2) 山城国およびその周辺地域における帯刀規制と郷士

(1)で見た藤木・尾脇の研究で再三言及されるのが、山城国およびその周辺地域で行われた帯刀人改めである。この帯刀人改めの特徴について、吉田ゆり子の研究を基にまとめておきたい。⁴⁾

山城国において、町人・百姓に対する包括的な帯刀規制法令がはじめて出されたのは、元禄五年（一六九二）二月のことであった。計三つの法令からなるこの時の帯刀規制のうち、在方に出された法令の中から本稿の内容に関わる条文をあげると、次の通りである。⁵⁾

^(第二卷) 一地侍にて先祖より刀帶來者ハ、其由緒承届候上、是又請合を立刀帶可申事

但、しかと申立る程之親類無之ハ、親類書不及差出事

^(第四卷) 一百姓にて其村神事之節、従前々刀帶來ものハ不苦、然とも猥不可刀帶事

^(第六卷) 一地頭用事申付、其領村之百姓刀帶儀、断無之共不苦、然とも私用に刀帶儀者停止之事

附、右百姓之内年頭八朔五節句式日等刀帶候儀、私用に候間無用之事

第二条で常帶刀、第四条・第六条で非常帶刀の要件が示されている。それによれば、常帶刀が認められるのは、先祖より帶刀してきた「地侍」で由緒・親類書を届け出、さらにその内容を居住村が保証した者である。一方、非常帶刀については、村の神事や領主関係の務めを果たす場合には無届で認めるが、私用の場では帶刀してはならない、という。

この元禄五年の法令の内容は、享保六年十月に「山城国中在々并洛中洛外之寺社方」にだされた帶刀人改めに関する触の中で、若干の改変がなされる。⁽⁶⁾

堂上方武家方家来、且亦郷侍ニ而刀帶候者、并常百姓ニ而其所之神事或者地頭用事之節刀帶候者、此度相改、村切に書付、其村之庄屋耆人持參可申候事

附、右帶刀之者向後増減之儀、断可申来事

元禄五年の法令では「地侍」となっていた文言が「郷侍」と改められ（なお、「郷侍」は元禄五年に町方に出された法令に文言として使用されている⁽⁷⁾）、さらに非常帶刀についても村ごと届け出を行うよう指示された。

さて、吉田ゆり子は、右に確認した法令のほか、町方に出されたものも含めて包括的に検討した上で、山城国葛野郡川嶋村の革嶋家、同相楽郡林村（上狛村）を事例に、社会の動向についても分析を行った。それにより吉田は、右の法令に出てくる「郷侍」について、「郷侍」は平常は農業を営み年貢・諸役を務める点で百姓身分であるが、常に軍事的に奉仕することを前提とされている点で、百姓とは異なる。しかし、前述したように主取りしていない点で、武士身分ではない。つまり、百姓でも武士身分でもない一つの身分—郷侍身分—であったといえるのである」と位置づけた。⁽⁸⁾ なお、元文二年（一七三七）に行われた帶刀人改めの触の中で「郷士」の文言が使用されることから、「郷侍」と「郷士」は同義と捉えて差し支えないものと思われる。⁽⁹⁾

*

先学の研究から確認してきた点をまとめよう。

① 十七世紀末頃に至るまで、百姓・町人の帶刀は随意ないし放任されていた

② 元禄五年の法令で、常帶刀と非常帶刀の分別が行われた。非常帶刀とは、それを許された人間の身分が変わるのではなく、本来士分の者が務めるべき役を一時的に務める際にのみ帶刀が許可された特別

処置である

③非常帯刀は、神事や地頭御用の際にも許容される場合があった。当初は申告の必要もなかったが、享保六年以降、領主への届出が必要となった

④元禄五年の帯刀規制法令によって、京都洛中洛外に「郷侍」身分＝郷士身分が誕生する。「郷侍」身分は、主取りはせず、通常は農業を営み、年貢・夫役も納める

以上の内容を前提に、次章で山国地域の「郷士」について考えていくこととしよう。

二、山国地域における「郷士」の登場

現在確認できる史料を見る限り、山国地域で帯刀人改めがはじめて行われたのは享保七年のことである。谷戸論文が利用した、この時に作成されたと思われる前欠文書をまずは見ていこう。¹⁰⁾

(前欠)

庭田中将藤原朝臣

重之判

右之御神領、文禄五丙申年、太閤秀吉公天下一統之御檢地を致没収候、九十六聖光嚴院法皇、山国常照寺二入御被為、就夫山国八ヶ村之名主共へ百官宣旨・口宣等下賜、帯刀御免之者共、山国庄内枝郷小塩村・黒田村等二も家筋粗有之候、然者、御料三ヶ村之内二、口宣頂戴せ仕候而、此家筋之者共

禁裏様供御帖役等相勤来候御事、只今迄神事・祭礼・祝言・葬礼等二帯刀仕来候家筋之者共、向後帯刀御停止二被仰付候而ハ、筋目者共古法取失候儀歎ケ敷奉存候、何ぞそ向後神事・祭礼・祝言・葬礼等二ハ帯刀仕候様二奉願候、其家筋宣旨・口宣等所持仕候者共、左二記、印形仕奉指上候、以上

鳥居村

鳥居五八郎印

享保七年寅二月

舟越儀左衛門印

西山喜右衛門印

谷戸論文は、右の文書の内容から、この享保七年の帯刀人改めの際に「神事・祭礼・祝言・葬礼等二ハ帯刀仕候様」願ったのは、光嚴法皇から「百官宣旨・口宣等」を下賜され、かつこの時点でもそれに該当するとされる文書を所持する名主達であった、と指摘している。この指摘に何ら異存はないが、筆者としては、傍線部の記載に注目しておきたい。歎願書の類は、その性格上、自らが置かれた境遇や状況を大袈裟に描くのが常であるが、その点を差し引いても、鳥居村の名主達は、この帯刀人改めに対して相当な危機感を抱いていたことが窺える。それは、おそらくであるが、帯刀人改めがこの地域でははじめて行われたことと関係しているのではないだろうか。

この二月の文書が実際に提出されたかどうかは不明であるが、同年八月に作成された次の文書は、末尾の記載からして確実に提出されたものと判断できる。¹¹⁾

奉指上一札

一、高式百五拾六石壹斗四升壹合四勺 禁裏御料入組なし 鳥居村

五八郎(印) 儀左衛門(印) 喜右衛門(印)

又右衛門(印) 文右衛門(印)

此五人之者、郷士筋目二而御座候故、神事・祭礼・婚礼・野葬之

節斗帯刀仕候、常者帯刀不仕候

一、高三百九拾壹石式斗式合七勺 禁裏御料入組なし 塔村

右近(印) 清左衛門(印) 庄右衛門(印)

甚右衛門(印) 重右衛門(印)

此五人之者、郷士筋目二而御座候故、神事・祭礼・婚礼・野葬之

節斗帯刀仕候、常者帯刀不仕候

一、高百六拾七石五斗六升四合六勺 禁裏御料入組なし 井戸村

浅右衛門(印) 嘉兵衛(印) 市郎右衛門(印)

三郎兵衛(印) 城右衛門(印) 甚之丞(印)

安左衛門(印)

此七人之者、郷士筋目二而御座候故、神事・祭礼・婚礼・野葬之

節斗帯刀仕候、常者帯刀不仕候

此度帯刀之義御尋被成、村方吟味仕指上ケ候、此外忝人茂帯刀者

無御座候、以上

桑田郡鳥居村庄屋 儀左衛門(印)

享保七年寅八月

同年寄 五八郎(印)

同年寄 喜右衛門(印)

塔村庄屋 右近(印)

同年寄 清左衛門(印)

同頭百姓 庄右衛門(印)

井戸村庄屋 市郎右衛門(印)

同村年寄 安左衛門(印)

同村頭百姓 加兵衛(印)

玉虫左兵衛様

前書之通、此度御公儀様へ差上ケ申候写、相違無御座候、為後証連

判扣、鳥居五八郎殿方へ預ケ置申候、以上

鳥居村・塔村・井戸村の順に、村高と帯刀人の名前が記されている。

帯刀人の内訳は、鳥居村五人・塔村五人・井戸村七人であるが、谷戸

論文が指摘しているように、塔村と井戸村の場合、各村居住の名主す

べてが名を連ねているわけではない。このことは、名主層内部での階

層性の存在を示しているものと思われる。おそらくは、右の文書に名

を連ねる人々ないしその子孫の家々が、宝暦期作成「古家撰伝集」¹³⁾で

「本家」として位置づけられていくのであろう。なお、この時に山国

郷内で同じ禁裏御料であった小塩村・黒田三か村、旗本領・門跡領で

あった下村・辻村・比賀江村・中江村・大野村でも帯刀人改めが行わ

れたのかは、現状ではわからない。

さて、この文書で重要なのは、傍線部にあるように、これらの者が

「郷士筋目」であると記載される一方で、それに続く部分で「常者帯

刀不仕」とされていることである。先に確認した通り、元禄五年に京

都町奉行所が発した町触では、地侍として代々帯刀してきた者はその

由緒を提出し、かつ居住村がその内容を保証することではじめて常帯

刀が許可されることとなった。右に見た文書は、その末尾に各村庄屋・

年寄・頭百姓（鳥居村を除く）が署名・捺印していることから、村がこの文書に記載された名主を「郷士筋目」であると認めていたのは間違いない（もつとも、井戸村の帯刀人嘉兵衛と頭百姓の加兵衛が同一人物であれば、庄屋・年寄・頭百姓のすべてが帯刀人として記名された名主である）。しかし、この文書で申告されているのは神事・祭礼・婚礼・野葬の際だけの帯刀、すなわち非常帯刀であった。つまり、この文書は、非常帯刀の申告のために作成されたのである。

さて、ところで、右の文書の紙背には次のような記載がある。¹⁴

一、山国ノ郷士ト申者、天福元年、四条院ノ皇天ニ當テ、初而百官之宣旨下賜、其後、右古書比賀江村庄ト申名主方ニ国中ノ土蔵ヲ建入置候処、火災ニ依而焼失仕、尚又応永六年、後小松院ノ當時、天重而御綸旨・口宣下賜、于今所持仕、依之古来常帯刀之郷士ニ候へ共、御當ニハ百姓・町人常帯刀ノ義阻之、然共、古来之郷士筋目、時ノ御代官玉虫左兵衛様被遂御吟味、此表書之通書付御取被成相済申候、其元ニ此書預ケ置申候、以上（日付・差出・宛名・追而書省略）

傍線部によれば、表書きに名を連ねた者達は元々常帯刀の「郷士」であったが、現在は百姓・町人の常帯刀は禁止されてしまった。しかし、京都代官玉虫左兵衛に吟味してもらった結果、表書きの通り非常帯刀が認められたのだという。この記載に従うなら、「古来之郷士筋目」であることが京都代官に認められたがゆえに彼らは非常帯刀になった、ということになるが、享保六年の触を踏まえれば、この説明はあ

きらかにおかしい。

後世の史料であるが、安永十年（一七八一）に名主達が公家の「壬生殿」（堂上公家の壬生家か地下官人の壬生家いずれかは不明）に提出した文書を見ておきたい。文書は、天皇・朝廷への奉仕の希望と名主としての特権要求の双方を書き連ねたものであったが、その中で要求の一つにあげられた苗字帯刀に関して、次のように記載されている。¹⁵

一、古筋目之者共、先祖分苗字帯刀等仕来候処、従武刃度々相止り候様申付候故、只今ニ而ハ武刃江出候てハ苗字帯刀等も不相成候間、此儀いつかた迄も無差構仕度奉存候事

かつて筆者は、この史料の「従武刃度々相止り候様申付候故」の箇所を、刀狩令や寛永期の牢人統制令のことと捉えていたのだが、十七世紀は百姓・町人の帯刀は放任（ないし随意自由）されていた、とする前述の藤木・尾脇の研究を踏まえて考えると、この箇所は享保期以降の帯刀人改めを指していると考えた方が妥当であろう。つまり、ここで名主達は、享保期以降に常帯刀ができなくなったことへの不満を述べているのである。非常帯刀申告は、常帯刀が認められなかったがゆえの妥協の結果であったと見るべきであろう。

以上のように、筆者は、山国地域における享保期の帯刀人改めの意義を、それまで特に規制されてこなかった名主達の常帯刀が禁止された契機として捉える。その上で確認しておきたいのは、①なぜ名主達は常帯刀「郷士」身分と認められなかったのか、②「郷士」身分と認められなかったにもかかわらず、なぜ彼らは「郷士筋目」と名乗っているのか、以上の二点である。

一点目については、名主達がこの享保期段階で有していた由緒が、京都代官所より常帯刀＝郷士として認められるに足るものではなかった、ということに尽きよう。このことは、山国地域の歴史を考えていく上で、極めて重要な意味を持つ。というのも、山国地域に残存している由緒書の多くは中世期を作成年代とするものであり、また、先行研究も、それら由緒書の作成時期について、早くも十六世紀後半、遅くとも十七世紀後半には作成されていた、とみなしてきたからである¹⁸。谷戸論文と拙稿は、右に述べたような由緒書の作成年代に関する先行研究の理解に修正を求めたものであったが、この享保期の帯刀人改めの結果自体が、両論文の見解を補強するものであるといえる。

二点目については、この享保七年の帯刀人改めで常帯刀が認められなかったことが、かえって彼ら名主達に「郷士」身分を希求する意識を持たせたためではないだろうか。谷戸論文と拙稿では、この享保期の帯刀人改め以降、歎願書や由緒書の中に「郷士」という文言が頻繁に登場するようになることを、それぞれの議論の中で指摘した。この点を踏まえるならば、享保七年の帯刀人改めとは、名主達に「郷士」という身分の存在を認知させる契機となったと見ることもできるであろう。

三、郷士身分希求と由緒書の作成

(1) 延享期の二つの文書

令和二年十二月現在で確認できている、享保七年の帯刀人改め以降

に山国地域で作成されたと考えられる最初の由緒書は、延享二年（一七四五）三月の日付を持つ「山国庄名家由来古家撰伝記」（外題「山国庄悉改実録撰伝家記」）である¹⁹。令和元年十一月に上黒田春日神社文書の調査で確認されたもので、谷戸論文ではじめて分析がなされた。

谷戸が指摘している通り、本文書の奥書には、鳥居家に所蔵されていた文書を文化元年（一八〇四）三月に上黒田村の住民が筆写した、と記されている。ただし、現在確認できている「鳥居等家文書」中には、原本と思しき文書は含まれていない。また、これは筆者の見解であるが、同文書中に、黒田地域の春日神社に関する記述が散見されることには注意を要する。この黒田地域についての記載は、仮にこの文書の原本が、記述の通り鳥居家所蔵のものであったとしても、原本通りに筆写したものではないことを示しているように思われる。そのことが持つ意味についてはのちに改めて述べたい。

谷戸の分析に従えば、「山国庄名家由来古家撰伝記」は、①比賀氏・久保田氏・水口氏ほか十二氏が作成した前半部分、②「名家古住人中」が作成し、彼らの先祖の「往昔姓名」を書き上げた後半部分の二つから構成されている。そして、前半部分に記された後半部分の二つから遷都に要する木材供出のために「八省街府諸寮」から派遣され「山国²⁰国」を開いた「重代官人拾六人」が「郷士家」とされ、さらに、朝廷からの「材木御用ハ不残御任」となり人手が足りなくなったため、新たに山国へ派遣された「禁裏様重代之仕官之人式拾人」が、現在の「名主家先祖」になったと記されている。先程も触れた名主内部の階層性を踏まえ、上層の名主達を「郷士家」と位置づけ、それ以外の名

主「名家」よりも古い来歴を持つ集団として位置づけたのである。
う。

さて、ところで、「鳥居等家文書」には、延享四年に作成された「當村古来覚書一札」と題する文書が残されている。筆者は、この文書の内容が、同時代における名主達の由緒の有り様を窺い知る上で、極めて重要だと考える。以下、その内容の一部を見ていきたい。²⁰⁾

「其国、其郷におゐて、古来の聞伝え言なる事は多しといふとも、書記ものなき故、百年以前之事は知人なし、是をなきて此一冊を書残されたり、直を志しの郷士達よりく聞伝へし事を書添、老父の志しをとけたきもの也」

當村百年前後聞書

一、三条院・後小松院・光厳院法皇下シ被置候口宣・官名所持仕候

郷士、當村ニ五家有之

内

一、鳥居者八ヶ村本郷之名^頭也、御大名故ニ^{御知行取}有之也、代々筋

目相統鳥居五八郎

一、西山代々筋目相統、西山喜右衛門 ○

右西山氏京都二子孫有之由

一、久保代々筋目相統鳥居惣四郎 ○

右久保氏京都二子孫有之

一、^{〇人長家也}辻氏船越与改 舟越儀左衛門

右人長ハ^{天正}慶長年中後辻村辻氏継、寛文年中の本家舟越与改、御

大名方ニ舟越名乗奉公人●之知行取有リ「絶家ス」^{〔奥筆〕}安永年中也」

一、^{中ノ}辻氏人長出 辻文右衛門

右ハ舟越之庶子方也

右四家

一、森下一名、古来文禄比、當村の京都へ引越被申候由、四、五十年前迄京安居院森下庵与家有之候得共、其後ハ左様の年不及古跡斗与成果申候

(鳥居村の他の家々の来歴省略)

右當村之郷士筋目五家有之候得共、森下一家断絶、残四名相統致来候所ニ、筋目家々ハ次第二身上ふり悪敷、由緒無之もの共富貴ニ罷出候様ニ相見へ、末々ニ至リ候ハ、普代家来之者共、我俣可申哉、末々世々至リ吟味之種共成可申哉与、私心俣此一札を相認遺シ申候、尤此帳面郷士ノ外他見有問敷候所如件
于時延享四月三月^年 舟越儀左エ問扣

郷士中

久保惣四郎殿方へ

一、 当村廟所事

一、 右所字須川山

壺ヶ所 鳥居

壺ヶ所 人長

壺ヶ所 久保

壹ヶ所 森下

人長某
壹ヶ所 辻中の

村分俗ニ無縁所与日

右之通所持致来候所ニ、鳥居氏廟所凡八十年以前ニ崇禪寺山
 へ堂移シ替、其間何之吟味もなく致来、家来者斗廟參に致候
 故、此廟所江參者共、自分ノ堂所与相心得候もの有之様ニ見
 へ申、以外成了簡違ニ而御座候、以前家来・子方共へ少々宛
 地割致被遣候所也、只今ハ由緒も無之者共參り候事一円合
 てん不參、若鳥居氏古来以由跡詮議有之節ハ、由緒無之者
 共如何可仕哉、難心得候事
 右末々為吟味如斯候

八ヶ村郷士

下村

中江村

大野村

井戸

鳥居同格
一、水口

一、小島

一、田中

一、江口

一、横田

一、西

一、仲久保

一、大上

一、柿木

一、野上

一、素和

一、釜田

一、林

一、河原林

辻村

比賀江村

一、河原林

鳥居
一、藤野

比賀江村

一、河原林

一、粕屋

一、庄

鳥居
塔村

一、米田

一、仁井

鳥居
一、塔本

一、西

一、比賀江

一、番匠谷

一、新造

意味の取りにくい部分もあるが、まずはこの文書全体の内容を確認し
 ておこう。冒頭の一つ書きに「三条院・後小松院・光厳院法皇下シ被
 置候口宣・官名所持仕候郷士、當村ニ五家有之」と書かれ、そこから
 五家の来歴が記されている。中略部には、鳥居村の他の家々の来歴が
 書かれているが、ここでは「久保ノ庶子」「辻子方」「鳥居氏普代」な
 ど、五家との関係が適宜触れられている。このほか、文書の宛先が「郷
 士中」とされ、また奥書には鳥居村を除いた山国七か村の「郷士」家
 名が一覧されているなど、鳥居村の住民の来歴調査という性格を持ち
 つつ、文書全体が名主中の「郷士」家筋の確認を軸に構成された内容
 となっている。

次に作成・伝来の経緯である。引用史料の中盤に、経緯と作成年代
 ならびに作成者・宛先が記載されている。それによれば、この文書は
 「筋目家々ハ次第二身上ふり悪敷、由緒無之もの共富貴ニ罷出候様ニ
 相見へ、末々ニ至り候ハ、普代家来之者共、我俣可申哉」ことを恐
 れた「郷士」家筋五家の一つの当主である船越儀左衛門（先掲の享保
 七年八月の非常帯刀申告の文書にも名前が見える）が、同じ「郷士」
 家筋の者達に披露することを前提にしつつ、手控えとして作成したも
 のであるという。なお、文書の表紙には「第三号 鳥居家用 3号」
 との張り紙がなされている。アラビア数字を用いていることから、後
 世に整理した際に張られたものと推測されるが、「鳥居家用」という
 文言を踏まえれば、同文書は「郷士」家筋それぞれが筆写し保存して

いたのかもしれない。また、文書中にも書かれている通り、船越家は安永年中に絶家するので、²¹⁾その際に鳥居家が文書類の一部を引き取った可能性も否定できない。

ところで、この文書には、文書の作成者（あるいは筆写者）以外の者が書き込んだと思われる、異筆の書き込みが散見される。書き込みがあること自体、この文書が後世の人間にも重要視されていたのを示しているといえるが、表紙裏に書かれた引用史料冒頭の記載は、十八世紀前半段階で、名主達が、自分達の来歴をどのような形で把握していたのかを窺い知る上で、非常に重要である。というのも、「古来伝聞伝え言なる事は多しといえども、書記ものなき故、百年以前之事は知人なし、是をなげきて此一冊を書残されたり」との記述からは、名主達の来歴は、この文書が書かれる以前にはもっぱら口頭で伝えられており、文章化されたものは存在していなかった——少なくともこの書き込みをした人物は、そのように認識していたことを示しているからである。

本文書の表紙には、やはり異筆で「天保六未年改」との記載がある。この点を踏まえると、引用史料冒頭の記載も、十九世紀以降に記入された可能性が高く、延享期当時の状況をどれだけ正しく踏まえているかは不明である。しかし、筆者としては、この地域には中世年代の日付を持つ由緒書類が現在まで複数伝来しているにもかかわらず、右のような認識が、近世後期に示されていることの意味を重視したい。延享期以前、この地域にはまとまった形での由緒書の類は存在していなかった、そのように見るべきではないだろうか。

そして、この点と、前章で見た帯刀人改めの状況を合わせて考えれば、船越儀左衛門が延享期に「當村古来覚書一札」を著した別の動機も想定できるであろう。すなわち、この文書、そして記載年代を信じるのであれば先述の「山国庄名家由来古家撰伝記」が同じ延享年間に作成されたのは、船越ら名主達が、自称「郷士」ではなく、京都代官所の公認身分としての「郷士」になることを目指し、それまで口承、あるいは歎願書類の中で断片的に記述されることしかなかった名主達の来歴を、体系だった一つの由緒としてまとめようとしたためだったのではないだろうか。

(2) 宝暦二年の願書

延享期の二つの文書が作成されてから数年が経った宝暦二年五月、朝廷への謁献上の担い手をめぐり、塔村の名主と惣百姓の間で争論が起った。この争論の顛末については拙稿で論じているが、そこでも引用した、山国八か村名主が京都代官所に提出した「乍恐奉指上山国八ヶ村名主共由緒之訳」という文書からは、この段階での名主達による由緒作成の状況を把握することができる。²²⁾

乍恐奉指上山国八ヶ村名主共由緒之訳

一、丹波桑田郡山国庄名主共儀者、往古丹波国一同（平出）禁裏様御料二而御座候節、御普代家筋目者共、当庄二被為 召置、先々よりの由緒を以、天正年中之比迄御奉公奉相勤、相応二知行を茂被為 下置、官位・御口官等茂奉頂戴罷在候筋目者共二而御座候御

事

- 一、山国庄本郷八ヶ村氏神五社大明神社領、(平出)仁王八十六代
 四条院様御宇、天福元年御編旨被為成下、神事・修理等相勤候
 処、及中絶、其後(平出)後小松院様御宇、応永六年奉得 勅意、
 伝奏万里小路大納言様・庭田中将様ヲ百式拾五石御論旨被為成下
 奉頂戴、永々迄神事・修理等可相勤旨被 仰下、奉畏候処、又々
 其後天正年中依兵乱ニ、神領者没収仕候得共、其由緒を以、只今
 ニ至リ神事并ニ修覆者、郷士筋目者共ハ相勤候、八ヶ村名主と申
 者、於郷中ニ長成ル筋目者共ニ而御座候、且又右名主之中ニ茂長
 家有之、座並作法相極リ、惣名主共神事等之場所にて、外百姓共
 へ者一向同座不仕候、山国名主之儀ハ、庄屋・年寄・頭百姓杯と
 申類とハ相違仕リ、郷士筋目之者共義ニ御座候御事
- 一、右名主共、往古(平出)禁裏様江奉相勤候初鮎之御供物奉指上候
 儀者、毎年初鮎ハ終鮎迄、毎朝御膳ニ奉備、其御吉例を以、其後
 茂供御鮎被為 召上候而、名主共ハ奉指上候、依是山国綱株と申
 者、郷士筋目もの共斗ニ而、外百姓共ニハ、従往古綱為持鮎為取
 候儀、一切無御座候、(中略)
- 一、右名主ニ長男家・庶子家と申儀御座候、長男家と申者、本株ニ而
 御座候、庶子家と申者、長男家ニ忤多御座候歟、慥成ル由緒御座
 候へ者、長男家ハ其断を申出候上、委細相改、庶子家と申を相立
 候、たとへ如何程慥成ル由緒御座候而茂、長男家之者一代ニ庶子
 式人之外ハ相立候儀不相成候古法ニ而御座候、右庶子ト申者、た
 とへハ二男家と申様成ル訳ニ而御座候、若本株之内、断絶仕候へ

ハ、慥成ル由緒を以、庶子家ハ相継候儀も御座候、万一無法成ル
 義御座候得者、庶子家者勿論、長男家之ものニ而も、名主中間相
 除申古法ニ而御座候

一、名主之内、至極困窮仕候而、神事之當并網等も得相勤不申候歟、
 又者幼少ニ而不相勤候歟、何れ共不相勤候儀御座候へハ、其断を
 申引退、又折を以テ其断を申罷出相勤申候儀ニ御座候

一、山国本郷八ヶ村并枝郷小塩村・黒田村相加十ヶ村之儀者、往古一
 同(平出)禁裏様御料ニ而、八ヶ村名主共御杣役相勤、只今●
 御役所様御支配所広河原村之儀者、古来ハ山国領ニ而、御杣山と
 申、山国名主家之者支配仕リ、御用木伐出シ候場所を相除置、外
 場所ニ而名主ハ村々斧役之者共へ、為役料支配為致、山番之た
 め、山国名主家類分之者、舟ヶ原と申所へ六人遣置候処、段々人
 数多被成、田畑起返シ相拵、依是ニ延宝年中ニ御檢地御座候而、
 初村名茂広河原村と被成、地方ハ山国惣作名前、又者広河原村百
 姓共名前と兩様ニ請、山方ハ山国十ヶ村支配ニ而、往古御用木伐
 出候、御杣山場所ハ八ヶ村々帳面ニ入、御年貢者、村々之 御地
 頭様江上納仕候得共、古之由緒を以、只今ニ八ヶ村名主支配ニ仕
 リ、則 氏神修復山ニ仕リ居申候、網役之儀茂同様之由緒ニ而、
 名主家之もの共斗ニ而、外百姓之分之者共ニ者是迄為致不申候御
 事

(日付・署名・奥書略)

この文書が重要なものは、まず、名主に関わる①山国神社宮座座衆、②
 郷士、③鮎献上、④「御杣山」(先行研究でいう役山・名主山・宮山)²³

の管理、以上の四つの由緒が、一つの文書の中で語られていることである。ここに私達は、やがて「山国荘名主家由緒書」へと結実していく名主の由緒の原型を見て取ることができる。

次に、谷戸論文も指摘している点であるが、二つの傍線部にあるように、郷士Ⅱ名主と位置づけた上で、その名主内部での家格差の存在を強調している点である。これは、延享期段階では自らだけを「郷士」と位置づけていた名主中の上層の家々が、本家分家関係を明記することで自らの優位性を確保する方向にシフトした結果と考えられる。その証拠に、同じ宝暦二年七月に作成された、鳥居村・塔村・井戸村中の非常帯刀人を京都代官所へ申告した文書に記載された人名は、右の引用文書に署名している三か村の者すべてではない。郷士Ⅱ名主であるとしつつ、実際には名主内部の家格によって非常帯刀の可否を独自に統制していたのであろう。なお、想像を逞しくすれば、本文書に平安京遷都時の木材供出に関する由緒が書かれていないのは、「山国庄名家由来古家撰伝記」の該当箇所「郷士家」と「名主家」とが別集団として描かれていたことと関係しているのかもしれない。

(3) 「山国荘名主家由緒書」は「古家撰伝集」に先行して成立したのか

以上の過程を経て、宝暦十三年三月、名主の由緒と、本家・曹流・庶流・新撰という名主内の家格を各家の来歴とともに記した「古家撰伝集」が編纂された。既に谷戸論文が指摘しているように、前文の名主の由緒では、天正年間に山国荘内へ「乱入」した明智光秀と「敵対するゆへ合戦に及び不叶して退転」したことが記され、また、足利義

満から山国神社修復の命を受けたとの逸話も挿入されるなど、全体として、名主が武士「郷士」であったことを強調する内容となっている。

その一方で、鮎献上や「御杣山」の由緒については、後者に関わる平安京遷都時の材木供出の逸話が名主（郷士）については触れられていない。谷戸論文参照の山国荘開拓の由緒として触れられている以外は、述べられていない。このことは、弘化期に作成された改訂版の「古家撰伝集」の前文が鮎献上や宮山設定の由緒に言及し、また元文期以来の大嘗祭斎田拔穂儀への奉仕について詳細に記されているとは対照的である。宝暦版「古家撰伝集」は、「郷士」身分獲得を目指して作成されたものであると見て差し支えないように思われる（なお、谷戸論文は「名主家が郷士であることを前提として書かれた由緒書」と評している）。

さて、ところで、谷戸論文では、「山国荘名主家由緒書」が、この宝暦版「古家撰伝集」に先行する宝暦期のいずれかの時期に作成されたと推測している。この点について、筆者の見解を述べておきたい。

現在、研究者に「山国荘名主家由緒書」と称されている文書は、黒田の坂上谷家に一冊（ここでは『丹波国山国荘史料』所収のものを用いる）、鳥居等家文書²⁵に一冊の計二点が残存しているが、既に坂田聡が指摘しているように、この「山国荘名主家由緒書」の作成主体は、山国八か村からは「枝郷」ともしばしば称される上黒田・黒田宮・下黒田の三か村の住民である可能性が極めて高い²⁶。そのことは、この由緒書では黒田三か村が「本郷」とされ、山国八か村が「下山国八ヶ村」と称されていることから窺える。これに対し、先に見た宝暦二年の

願書や、宝暦版「古家撰伝集」は、いずれも山国八か村名主が主体となつて作成した文書であり、黒田三か村の住民は関わっていない（差出や記載された家格の中に黒田三か村は入っていない）。何より、既に拙稿で述べた通り、黒田三か村の者達が「名主」となるのは、寛政期以降なのである。以上の点を踏まえると、黒田三か村の住民が宝暦期に「山国荘名主家由緒書」を作成する蓋然性は低い、と言わざるを得ない。

では、「山国荘名主家由緒書」はいつ頃作成されたと見るべきなのか。この点を考える上で、谷戸論文が見出した先述の「山国庄名家由来古家撰伝記」は、極めて有用な史料である。というのも、同文書の冒頭部にある先掲の「重代官人拾六人」と「禁裏様重代之仕官之人式拾人」に関する記述は、若干の文言の違いや割注の追加を除けば、「山国荘名主家由緒書」の冒頭部の記載とほぼ一致する。そして、先にも触れたように、「山国庄名家由来古家撰伝記」中には、文化元年三月に上黒田村住民が鳥居家から文書を借り出して筆写した、との記載が見られる。この点を踏まえて考えれば、「山国荘名主家由緒書」が作成されたのは、「山国庄名家由来古家撰伝記」が上黒田村に貸し出された（とされる）文化年間以降と見るべきであろう。

おわりに

本稿の論点をまとめた。

①享保七年の帯刀人改めで、名主達は常帯刀を禁じられ、非常帯刀人

となった。このことは、彼らが「郷士」身分とは認められなかったことを意味する。しかし、その結果は、名主達の間で「郷士」身分を希求する意識を強めることとなった

②名主達が「郷士」身分になれなかったのは、郷士と認められるに足るだけの由緒を、享保七年時点での彼らが有していなかったためと推測される。そのため、延享期より、各文書に断片的に記述された、あるいは口頭で伝えられてきた名主の由緒や各家の来歴を、体系的な一つの由緒としてまとめる作業がはじまる。結果、宝暦二年までに、のちの「山国荘名主家由緒書」の原型となるような由緒が成立した

③谷戸論文が指摘した通り、宝暦十三年に完成した「古家撰伝集」では、名主が武士（郷士）であることが強調された。一方、鮎献上や「御仙山」に関する由緒は提示されていない。これは、この宝暦版「古家撰伝集」が、「郷士」身分への編入を目指して作成されたものであるためと考えられる

④谷戸論文は「山国荘名主家由緒書」の成立を宝暦期と推定しているが、同文書の作成主体が黒田三か村であること、黒田三か村における「名主」身分誕生時期、さらに「山国庄名家由来古家撰伝記」の内容を踏まえると、その成立は文化期以降と見るべきである

今後、必要となってくる作業は、由緒の内容、特に過去の歴史事象の記述の前提となる知識が、いかなる形で獲得されたのか、を追うことであろう。その点を課題として、本稿を閉じたい。

註

- (1) さしあたり、山国荘調査団の最初の論文集である坂田聡編『禁裏領山国荘』(高志書院、二〇〇九年)に収録された西尾正仁「名主家由緒書の成立過程」、坂田聡「由緒書と偽文書」(のち同『家と村社会の成立』高志書院、二〇一一年に再録)を参照された。
- (2) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)第三章第三節「近世前期の刀狩状況」、同「刀狩り」(岩波新書、二〇〇五年)。
- (3) 尾脇秀和「刀の明治維新——『帯刀』は武士の特権か?——」(吉川弘文館、二〇一八年)、同「近世の帯刀と身分・職分——『非常帯刀』の設定と逸脱——」(『日本歴史』七九八、二〇一四年)、同「近世百姓の帯刀実態とその変遷——山城国中の帯刀人改と『神事帯刀』を中心に——」(『鷹陵史学』四五、二〇一九年)ほか。本文中の引用は「近世の帯刀と身分・職分」から。
- (4) 吉田ゆり子「『郷士』と帯刀改め一村に住む『武士』」(同『兵農分離と地域社会』校倉書房、二〇〇〇年、第四章。原題・初出は「村に住む『武士』」『新しい近世史』第四卷、一九九六年、所収)。
- (5) 『京都町触集成』第一卷(岩波書店、一九八三年、六頁。資料番号六)。
- (6) 同右、三五七頁。資料番号一一九六。
- (7) 同右、四〇五頁。資料番号四。
- (8) 吉田前掲「『郷士』と帯刀改め一村に住む『武士』」。
- (9) 『京都町触集成』第二卷(岩波書店、一九八四年、三一五―三一六頁。資料番号一〇一六)。
- (10) 「鳥居等家文書」一一一八。
- (11) なお、ここで光厳法皇が宣旨・口宣を下賜したとされているのは、坂田聡がいう「光厳上皇名主家創設伝承」に関係する可能性がある。詳細は坂田聡「黒田宮村西家の家譜・由緒と『常照寺一件』」(前掲『古文書の伝来と歴史の創造』所収)参照のこと。この部分の直後に小塩村・黒田三か村に帯刀人がいるとの認識が示されているので、それに対応させるために光厳法皇とのつながりを強調した、と考えておきたい。

- (12) 「鳥居等家文書」一一一九。紙幅の関係で名前を上下に配置している。
 - (13) 「山国神社文書」三一二―三一一。
 - (14) 「鳥居等家文書」一一一九。
 - (15) 詳細は、坂田聡・吉岡拓「民衆と天皇」(高志書院、二〇一四年)第五章(吉岡執筆)九二―九七頁を参照のこと。
 - (16) 「河原林文書」【同志社大学人文科学研究所所蔵】一五七。
 - (17) 前掲『民衆と天皇』、九五―九六頁。
 - (18) 注(1)の諸論文参照。
 - (19) 「上黒田春日神社文書」B―四一四。
 - (20) 「鳥居等家文書」三―三四九。
 - (21) 「宝暦五年六月日 未年免割帳」(「鳥居等家文書」三―三〇七)と「文化三取丙寅年 寅年御物成取立帳」(「鳥居等家文書」三―三三〇)を比較してみると、宝暦二年次に持高一〇石五斗二升二合一勺であった人長(船越)忠助家が、文化三年次には存在しないことがわかる。
 - (22) 「江口九一郎家文書」C―一五。
 - (23) 同志社大学人文科学研究所編『林業村落の史的研究』(ミネルヴァ書房、一九六八年)参照。
 - (24) 「江口九一郎家文書」C―一六。
 - (25) 「山国神社文書」三―二二六。
 - (26) 「鳥居等家文書」一一一。
 - (27) 坂田前掲「由緒書と偽文書」。
- 《付記》
- 「江口九一郎家文書」「上黒田春日神社文書」「鳥居等家文書」「山国神社文書」の利用にあたっては山国荘調査団(email: yamaguni2013@gmail.com)までご連絡いただきたい。なお、本研究はJSPS科研費20K00966S助成を受けたものである。